

門真市カドマイスター認定委員会 議事録

- 日時 令和8年2月3日(火) 午後1時30分～午後4時25分
- 場所 門真市役所別館3階 厚生会会議室
- 出席者 高野 淨 委員(e&i 経営研究所 代表)
皆川 健多郎 委員(大阪工業大学 教授)
赤堀 彰則 委員(守口門真商工会議所 商工振興部 中小企業相談
所 所長)
土屋 貴史 委員(近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 課長)
中本 勝利 委員(大阪府 商工労働部 中小企業支援室
ものづくり支援課 課長補佐)
山 敬史 委員(門真市市民文化部長)
- 事務局 西岡 慈敏 市民文化部 次長
柏原 佳太 市民文化部 産業振興課 課長
吉田 武史 市民文化部 産業振興課 課長補佐
児島 悠二 市民文化部 産業振興課 主任
森本 悠介 市民文化部 産業振興課 係員

○会議録

1. 開会

司 会：定刻となりましたので、ただ今から門真市カドマイスター認定委員会を開催いたします。本日はご多忙にもかかわらず、ご出席賜り誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、産業振興課 課長補佐の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日は、委員6名全員が出席しており、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。また、議事録を作成するために、会議を録音させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

まず初めに、1枚目が本日の次第でございます。

次に、資料1 門真市カドマイスター認定委員会 委員名簿

次に、資料2 カドマイスターを探せ!2026 認定申請企業一覧

次に、資料3 門真市カドマイスターを探せ事業認定基準

次に、資料4 カドマイスター認定委員会 審査票

2枚でございます。

次に、資料5-1 カドマイスター認定委員会 事前質問及び回答

次に、資料5-2 カドマイスター認定委員会 事前質問及び回答

次に、資料6 門真市附属機関に関する条例施行規則の抜粋

次に、資料7 審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市公開条例の抜粋

以上でございます。

もし、不足の資料がございましたら、お申し出ください。続きまして、本日、事前にお配りしております門真市カドマイスター認定申請書類一式については、お持ちいただいておりますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

2. 委員紹介

司 会：次第2 委員紹介をお手元、資料1の名簿順にご紹介させていただきます。

まず、学識経験者として、皆川委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：続きまして、中小企業診断士として、高野委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：続きまして、商工業団体を代表する者として、赤堀委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：続きまして、関係行政機関の職員として、土屋委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：中本委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：最後に、本市の職員として、山委員でございます。

委 員： <挨拶>

司 会：次に、事務局を紹介いたします。門真市市民文化部次長 西岡でございます。

事務局： <挨拶>

司 会：産業振興課長 柏原でございます。

事務局： <挨拶>

司 会：同じく主任の児島でございます。

事務局： <挨拶>

司 会：係員の森本でございます。

事務局： <挨拶>

司 会：改めまして、私、産業振興課課長補佐の吉田でございます。
皆様、どうぞよろしくお願いたします。

3. 委員長、副委員長選出

司 会：次に、次第3 委員長、副委員長の選出でございます。

資料6 門真市附属機関に関する条例施行規則の抜粋をご覧ください。門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項により委員の皆様の互選で決定していただくこととなっております。まず、委員長ですが、いかがいたしましょうか。

委 員：委員長には、中小企業診断士で実務者として中小企業経営支援に造詣の深い高野委員が適任だと思いますが、いかがでしょうか。

司 会：ただ今、高野委員のご推薦がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

司 会：ありがとうございます。皆様よりご承認いただきましたので、委員長は高野委員に決定いたしました。高野委員よろしくお願いたします。
続いて副委員長ですが、いかがいたしましょうか。

委 員：副委員長には、経済性工学、人材育成がご専門で、市内の製造事業者にも精通されておられまして、大阪府の認証制度でも審査委員を務めていただいております皆川委員が適任だと思いますが、いかがでしょうか。

司 会：ただいま、皆川委員のご推薦がありましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

司 会：ありがとうございます。皆様よりご承認をいただきましたので、副委員長は皆川委員に決定いたしました。皆川委員よろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、高野委員長にお願いしたいと思います。高野委員長よろしくお願ひいたします。

委員長：皆様、こんにちは。ただいま皆様のご承認をいただき、委員長に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。門真市カドマイスターの認定事業は、平成24年の第1回目を皮切りに、門真市内で製造業の事業を営む中小企業者の中で、卓越した技術等を有する企業を発見し、カドマイスターとして認定することで、広く情報発信し、認定企業が躍進できるよう支援することを目的として、毎年認定を行っております。

今年は4社から申請がございました。皆様のご協力を得まして円滑にかつ慎重に審議を進めていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 会議の公開・非公開について

委員長：それでは、早速ですが進めてまいります。次第4 会議の公開・非公開についてです。事務局よりご説明願ひます。

事務局：はい、それでは、産業振興課の児島から説明させていただきます。

資料7 審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市公開条例の抜粋をご覧ください。審議会等の会議の公開に関する指針第3条に「会議の公開の基準」が示されています。また、同指針第4条には「会議の公開・非公開の決定は新議会等の長が当該会議に諮って行う」とあります。

事務局といたしましては、同指針の第3条第1号の「門真市情報公開条例第

6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合」並びに第2号の「当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」に該当すると考えられますので、非公開とする案でお諮りしたいと思います。

委員長：ただいま、事務局から提案がございましたが、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長：ご質問が無いようですので、本会議を非公開とすることと決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長：それでは、当委員会は非公開とさせていただきます。他に事務局から何かありますか。

事務局：はい、議事録につきましては、門真市情報公開条例第6条第1号及び第2号に規定する個人や法人に関する情報についての不開示に関する部分を、非公開という扱いにさせていただきたいと思っております。

委員長：それでは、今事務局から説明のありました、議事録は一部非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

5. カドマイスター認定審査の方法について

委員長：はい、ありがとうございます。

続きまして、次第5 カドマイスター認定審査の方法についてです。事務局

より説明願います。

事務局：はい。お手元の資料3 門真市カドマイスターを採せ事業認定基準をご覧ください。

まず、同基準第8をご覧ください。第8「申請日までに大阪府が実施する大阪府優良企業賞を受賞し、かつ、当該受賞の取り消しを受けていない者は、申請書2～11の項目についての記載を省略できるものとし、第6の総合評価については、認定し得ると認めるものとする。」とあります。今回、申請企業4社のうち、2社が大阪府優良企業賞を受賞しておりますので、本審査基準に基づいて審査を行うのは2社となります。ただし、審査を行わない2社につきましても、委員会として認定企業の特長や強みなどをより理解するため、本日、プレゼンテーションを実施していただく予定でございます。

それでは、審査を行う企業についての評価方法についてご説明します。同基準第2のとおり、次の5つの視点で評価します。

- (1) 製品のブランド力が高い企業、こちらは製品力評価
- (2) 卓越した技術力・技能を有する企業、こちらは技術力評価
- (3) 品質管理の意識が高い企業、こちらは品質評価
- (4) 市場での占有率の高い企業、こちらは市場評価
- (5) 人材育成や社会貢献に対する取組を行う企業、こちらはその他評価です。

続いて、同基準第3第2項をご覧ください。評点項目につきましては、(1)認定審査時、審査の基礎となる項目、こちらは基礎項目と、(2)認定審査時、記載することで加点される項目、こちらは加点項目です。続いて、第6のとおり、基礎項目評価点に加点項目評価点を加えたものが総合評価点となり、満点は55点となります。また、認定の目安は概ね35点の評価点としております。評価点は、評価の高いものが5、低いものが1でお願いします。

また、総合評価点の算出につきましては、まず評価項目ごとに各審査員の5段階評価点の平均点を算出します。その平均点に所定のかげ率を乗じて評価項目の点数を算出し、評価項目すべての点数を合計したものが本委員会の評

価点となります。

評価項目のかけ率につきましては、各企業が申請書に記載した事業パターンによって決定します。事業パターンは企業それぞれの特徴に合わせて「製品力重視型」、「技術力重視型」、「総合力重視型」の3通りがありますが、株式会社旭工業所様が「技術力重視型」で、永晃産業株式会社様が「総合力重視型」での申請となっております。

次に審査の方法についてです。事前にお送りしております「認定申請書」に加え、資料4 カドマイスター認定委員会 審査票、資料5-1及び5-2 カドマイスター認定委員会 事前質問及び回答、また、企業プレゼンテーションの内容により評価のうえ「評価点」、「評価コメント」、「アドバイス」をそれぞれ記入いただき、事務局にご提出いただきますようお願いいたします。なお、4社の企業プレゼンテーション終了後、10分間の記入時間を設けさせていただきますが、随時記入していただいても問題ございません。

また、記入いただきました「評価コメント」、「アドバイス」については、事務局が取りまとめた後、委員長に内容をご確認いただき、調整のうえ、委員名を伏せた上で、申請企業さまに通知させていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に、企業プレゼンテーションについてご説明いたします。

1企業の持ち時間は、10分間のプレゼンテーションと20分間の質疑応答でございます。ご質問は簡潔に願います。持ち時間が超過した場合は終了させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、時間についてはタイマーにて管理させていただきます。

最後に、採点についてです。4社のプレゼンテーション終了後、委員個人採点が完了しましたら、審査票を事務局に提出いただきますようお願いいたします。その後、事務局で集計いたします。集計結果が出ましたら、委員のみなさまに全体審査をしていただいてから認定企業を選定する流れになります。以上です。

委員長：ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして何かご質問等ございませうか。

委員：資料3 門真市カドマイスターを採せ事業認定基準について、「大阪府優良企業賞」となっていますが、「大阪府ものづくり優良企業賞」のことですね。

事務局：「大阪府優良企業賞」は、いわゆる「匠企業」とされている「大阪府ものづくり優良企業賞」を指すということで、よろしくお願ひいたします。

委員長：他に何かご質問等はございませうか。

(なしの声あり)

6. 企業プレゼンテーション

委員長：それでは、次第6 企業のプレゼンテーションに入りたいと思います。準備がありますので少々お待ちください。

《有限会社ユーテック 入室》

委員長：有限会社ユーテックさまです。はじめに自己紹介をして頂き、プレゼンテーションを開始してください。よろしくお願ひいたします。

《有限会社ユーテック プレゼンテーション》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：以上で企業の方からのプレゼンテーションが終了しました。続いて質疑応答に入らせていただきます。ご質問のある委員の方は、挙手にてお願ひいたします。

《有限会社ユーテック 質疑応答》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：他にございませんか。なければ、以上で有限会社ユーテックさまの質疑応答を終了いたします。有限会社ユーテックさまありがとうございました。

《有限会社ユーテック 退室》

《株式会社弥生金属製作所 入室》

委員長：株式会社弥生金属製作所さまです。はじめに自己紹介をして頂き、プレゼンテーションを開始してください。よろしくお願いいたします。

《株式会社弥生金属製作所 プレゼンテーション》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：以上で企業の方からのプレゼンテーションが終了しました。続いて質疑応答に入らせていただきます。ご質問のある委員の方は、挙手にてお願いいたします。

《株式会社弥生金属製作所 質疑応答》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：他にございませんか。なければ、以上で株式会社弥生金属製作所さまの質疑応答を終了いたします株式会社弥生金属製作所さまありがとうございました。

《株式会社弥生金属製作所 退室》

《株式会社旭工業所 入室》

委員長：株式会社旭工業所さまです。はじめに自己紹介をして頂き、プレゼンテーションを開始してください。よろしくお願いいたします。

《株式会社旭工業所 プレゼンテーション》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：以上で企業の方からのプレゼンテーションが終了しました。続いて質疑応答に入らせていただきます。ご質問のある委員の方は、挙手にてお願いいたします。

《株式会社旭工業所 質疑応答》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：他にございませんか。なければ、以上で株式会社旭工業所さまの質疑応答を終了いたします。株式会社旭工業所さまありがとうございました。

《株式会社旭工業所 退室》

《永晃産業株式会社 入室》

委員長：永晃産業株式会社さまです。はじめに自己紹介をして頂き、プレゼンテーションを開始してください。よろしくお願いいたします。

《永晃産業株式会社 プレゼンテーション》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：以上で企業の方からのプレゼンテーションが終了しました。続いて質疑応答に入らせていただきます。ご質問のある委員の方は、挙手にてお願いいたします。

《永晃産業株式会社 質疑応答》

(内容は認定委員会決定により非公開)

委員長：他にございませんか。なければ、以上で永晃産業株式会社さまの質疑応答を終了いたします。永晃産業株式会社さまありがとうございました。

《永晃産業株式会社 退室》

委員長：以上で4社のプレゼンテーション及び質疑応答が終了いたしました。
続きまして、次第7 審査及び認定企業候補の選定についてです。事務局より説明願います。

7. 審査及び認定企業候補の選定について

事務局：はい、先ほどご説明したとおり、資料4 カドマイスター認定審査会審査票に、評価点、評価コメント、アドバイスをご記入いただきますようお願いいたします。記入が終わりましたら、事務局が審査票を回収し、集計作業に入ります。集計結果が出ましたら、委員のみなさまに全体審査をしていただいてから認定企業を選定する流れになりますので、よろしく願います。

委員長：それでは、委員のみなさまは審査票をご記入ください。

《各委員 採点・審査票記載》

委員長：では、引き続き審査を行います。集計結果について、事務局よりお配りしました審査結果表をご覧ください。認定企業の選定にあたりましては、資料3 門真市カドマイスターを採せ事業認定基準 第7にありますように、「各委員は第6の結果や特筆すべき点などを考慮し、委員の合議により選定する」とありますので、それぞれの企業について見ていきたいと思えます。まず、認定目安の評価点をクリアしている株式会社旭工業所ですが、いかがいたしましょう。

《株式会社旭工業所について審査》

《内容は認定員会決定により非公開》

委員長：それでは、株式会社旭工業所について、選定するということでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長：次に、認定目安の得点をクリアしている永晃産業株式会社ですが、いかがいたしましょう？

《永晃産業株式会社について審査》

《内容は認定員会決定により非公開》

委員長：それでは、永晃産業株式会社について、選定するということでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長：最後に、大阪府ものづくり優良企業賞を受賞している有限会社ユーテック及び株式会社弥生金属製作所の2社につきましては、門真市カドマイスターを採せ事業認定基準第8の規定により、認定し得ると認めるとございます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長：ありがとうございます。それでは、今回の申請企業全4社について、異議なしと認められましたので、カドマイスター認定企業候補として選定することになりました。ありがとうございます。最後に、今後の流れについて事務局説明願います。

事務局：本委員会の結果をもって、市長に報告を行います。カドマイスター認定式は3月24日火曜日を予定しております。開始時間については調整しているところであり、決まりましたらご案内させていただきますので、ご都合がつく委員におかれましては、ぜひご出席賜りますと幸いです。また、認定式終了後、広報かどま及び市ホームページにて認定結果を掲載するよう進めてまいります。

委員長：ありがとうございます。

8. 閉会

委員長：皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。これをもちまして門真市カドマイスター認定委員会を終了いたします。

以上